

株式会社における資本金勘定の固定化についての一 試論：株式会社社会計論序説

藤田, 昌也

<https://doi.org/10.15017/4475311>

出版情報：経済學研究. 47 (5/6), pp.291-305, 1983-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



株式会社における資本金勘定の 固定化についての一試論

— 株式会社会計論序説 —

藤 田 昌 也

株式会社における資本金勘定の固定化によって、資本金勘定は、貸借対照表上における期間損益計算の基準たりえず、かくて貸借対照表は、期間損益計算の機能を喪失せざるを得なくなる。

貸借対照表が期間損益計算をなしうるには、期首に資本金勘定を純資産に等しくなるように変動させて、セットし、そのことによって期間損益の算定基準たらしめなければならない。しかるに株式会社において、資本金勘定が固定化されるや、当然に期首に資本金勘定を変動させて、純資産に等しくさせるということはなくなるため、資本金勘定は期間損益算定の基準たる性格を失うことになる。いまや期間損益計算は損益計算書における収益・費用計算のみが担わざるをえず、したがって期間損益計算の重視は、損益計算書重視とならざるをえない。

それにもかかわらず、あえて貸借対照表において期間損益計算をなそうとすれば、運動貸借対照表あるいは資金運用表においてしかなくすることができなくなる。というのは、運動貸借対照表あるいは資金運用表においては、期間損益計算の基準は、資本金勘定ではなく、期首純資産が自ら損益計算基準として、機能することによって、自らの純増減を測定するように工夫され

ているからである。

このように資本金勘定の固定化は、期間損益計算の構造の変化をもたらすが、その結果損益計算書中心の会計、あるいは資金運用表、運動貸借対照表といわれるものを生み出す一つの契機となっていることも理解できよう¹⁾。

では株式会社における資本金勘定の固定化とはいかなる意味内容のものであろうか。本稿では、まず、資本金勘定固定化を、株式会社の基本構造との関わりで理解し整理するということ、及びそのことを通して、資本金勘定の固定化が、株式会社会計の論理的な出発点であることを確認することにある。

二

さて、パートナーシップ会計においては、まず、「いかなるパートナーも、不当に仲間のパートナーの犠牲で利益を得てはならない」という、出資者相互の一定の原則より出発する。この具体的な意味は、取引上生じた負債は、パートナーシップの負債とするという当然のことによって表わされる。すなわち取引上生じた債務については、組合を代表して、その取引を担当したパートナーのみが、その負債の返済の責任を負うということになると、利益の分配や解散

1) 拙稿「株式会社資本維持構造」『西南学院大学商学論集』24巻2号、昭和52年9月。

に際しての資本の払い戻しにおいて、公平さを欠き、不当に仲間のパートナーを犠牲にして、利益を得てはならないという上述の原則は、実現されなくなる。たとえば、出資額に比例した利潤の分配という契約すらも履行されず、パートナー相互の利害の調和が破られることになる。したがって、パートナーシップにおいては取引上の債権については、取引を担当した当該パートナーのみが責任を負わされるということではなく、他のパートナー全員をも拘束することによって公平が図られるのである。他方、不当に仲間のパートナーの犠牲で利益を得てはならないという原則は、反対に、パートナーシップの営業とは無関係なパートナー個人の債務についても、それをパートナーシップに持ち込んで、パートナーシップの負債とすることを禁止することになる。パートナー個人の負債をパートナーシップに持ち込んで、パートナーシップ全体の負債として、全体を拘束すれば、この負債を持ち込んだパートナーは、他のパートナーを犠牲にして不当な利益の分配を受けることになるからである。したがって、パートナー個人の負債をパートナーシップに請求することは当然禁じざるをえない。かくて取引上の債務についてのみ、その債務の履行を約した当該パートナー個人に対してではなく、パートナー全員にその履行を課し、全員を拘束することによって、「不当に仲間のパートナーの犠牲で利益を得てはならない」という原則が貫徹されるのである。そしてこの原則の会計上の表現こそが、「資本在高比較法」であり、資本在高比較法は、それとして一定の歴史的意義を有しているのである。

ところが、このことによって、営業上の債務は、債務の履行を約した当該パートナーの個人

的な責任から離れるだけではなく、債権債務関係は、パートナーシップという抽象的なものを取引主体とすることになるから、今や債権債務関係は、人的無限責任から離脱したかの如くになってしまうことになる。しかしパートナーシップは、パートナーから区別された財産をもっているわけでもないから、人的無限責任体系が維持されるためには、パートナーシップ全体の責任となった債務は、再び個々のパートナーに転嫁し、還元せざるを得ないし、かかる転嫁によってしか、パートナーシップ固有の無限責任体系、あるいは換言するならば、パートナーシップ形態に固有の資本の関係を維持することができないのである。そしてこの責任転嫁はパートナーとパートナーシップとの関係を、出資者とパートナーシップとの関係にではなく、更に、債権債務関係の秩序におきかえることによってはじめて実現されることになる。

すなわちパートナーシップの損失とりわけ支払不能に際しては、その相当分をパートナーシップのパートナーに対する債権として請求し、追加出資を強制するという通して、パートナーシップ全体の債務が、個々のパートナーに転嫁され、課されていくのである。

ここに位置関係的にたとえて表現するならば、パートナーシップを中心として、一方では取引上の債権者に対して、債権・債務関係が成立するとともに、他方ではパートナーシップとパートナーとの間にも、債権・債務関係が成立し、パートナーシップを中心にした、二重の債権・債務関係が作りあげられ、所有者相互の関係が秩序づけられるのである。そしてこの秩序は、今やパートナー相互の関係を越えて、いかなる所有者も他の所有者の犠牲で利益を得てはならないという原則に展開されるのである²⁾。

しかるに株式会社においても、当然所有者相互の秩序はなければならず、そして又、その貫徹形態はパートナーシップとは異なってくるはずである。すなわち、対債権者についてみるならば、依然として、債務を返済しなければならないという事情は、パートナーシップであろうと株式会社であろうとかわりはない。したがってパートナーシップが株式会社とは、異なってくる領域は基本的には、パートナーシップを上述のごとく解釈するかぎり、これとの対比でいうならば、会社と社員との関係、すなわち会社内部の変化に求めざるを得ない。

ではパートナーシップにおける所有者相互の秩序は、いかなる契機によって崩壊を余儀なくされるのであろうか。この問いは、又当然に株式会社の諸特質をもたらす要因のうち、基本的なものは何かという問いであり、換言するならば株式会社成立の基本的モメントを何に求めるべきかという問いでもあろう。

したがって株式会社における資本金勘定の固定化の意義を考察するに先立って、この問題に則してではあるが株式会社の基本構造について一定程度の理解を示しておくべきであろう。

さて、株式会社の形態的特質として、全社員有限責任制、会社機関の存在、譲渡自由な等額株式、確定資本金制と企業の継続性があげられる³⁾。しかるにこれらの特質をもたらす基本的要因は一体なんであろうか。これらの諸特質は相互に密接に関連したものであるし、株式会社の特質として不可欠なものであることに間違いはない。しかしかかる特質をもたらす基本的モメントは、何に求めるべきであろうか。

出資者の有限責任制、会社機関の存在、そして確定資本金制はとりわけ密接に相関連し、因果的に説明可能なものである。しかしこの相関連した諸要因のうちでも、とりわけ規定的とおもわれる有限責任制も、資本の集中を容易にし、促進しうるものであるということは、極めてよく理解できる。しかしだからといって確かに有限責任制が持分流通を円滑化せしめる環境を、整えるにしても、持分流通を必然的にもたらずとは到底おもわれないのである。したがって又、持分を流通させるためには手段として、有限責任制が案出されたとも考えられないのである。もとより有限責任を軽視するということではない。ただ有限責任が、持分の円滑的な流通のための、よりよい条件を整え、資本集中を容易にするということが理解できても、流通そのものを惹起せしめる原因とはおもわれないし、したがって集中された資本の動化の必然性を説明しうるとは考えられないのである。むしろ、反対に持分流通こそが、有限責任化を必然的に結果としてもたらずとしか、私には理解できないのである。なぜならば、持分の流通ということそれ自体、すでに「無限責任からの解放」したがって、「有限責任化」を意味しているからである。

第 1 図

B/S			
資 産	90A	負 債	30L
／		資 本	60K
	90		90

この点についての私の理解を説明するため、次のように設例する。

今、出資額が同じA、B、C三氏によるパートナーシップを想定し、第1図の如き財政状態を示していたとする。このときA氏がパートナ

2) 拙稿「パートナーシップ会計の資本維持構造」、『経済学研究』第40巻第1・2合併号。

3) 大塚久雄『株式会社発生史論』15～16頁、馬場克三『株式会社金融論』（改訂増補版）47頁。

ーシップを脱退するかわりに、その持分をD氏に譲るとしよう。そのときA氏がD氏に譲るのは、60Kの3分の1に相当する20Kであり、その対価として、A氏はD氏より、貨幣20単位を受けとることになる。しかるにこの譲渡された20Kというのは、資産90Aから負債30Lを控除したのちの、純資産60Kの3分の1であるから、この20Kは、譲渡された時点において、負債を差引いた残り、すなわちA氏の持分である。換言するならば、もしA氏が持分を譲渡せずに脱退したとすると、パートナーシップは当然負債を決済して解散されるが、その解散に際してA氏が受けるはずの純資産すなわちA氏の持分である。したがって計算上ではあるが、一応負債30Lを返済するという責任を履行した後のA氏の持分が、A氏からD氏に譲渡されたことを意味する。

したがってA氏がD氏に持分を譲渡したのちに、パートナーシップが何らかの理由から欠損を出し、あるいは支払不能に陥ったとしてもA氏はA氏がパートナーであった当時の30Lという負債について、持分譲渡後にその返済履行の責任が追求されたとしても、その履行を拒むに違いないし、又拒むに充分な理由があることになる。なぜならば、A氏にとっては、その負債のうちA氏が負担すべきものは、すでに返済したものとして、計算済みであり、したがって資産から負債を控除したのちの純資産を譲渡し、その対価を得たにすぎないからである。もしA氏がD氏に持分の譲渡を行うに際して、持分相当額ではなく総資産90Aの3分の1の30Aを、パートナーシップから受けとって、D氏には、そのうち、20Kのみを譲渡したとすると、当然本来負担すべき少なくとも債務の3分の1の10Lに相当する部分について

は、10Lの返済がおわるまで、A氏の負債として、A氏に課されてくることになる。しかしA氏がD氏に持分を譲渡したというとき、譲渡された持分というのは、総資産ではなくて、(90A-30L)という純資産の確定計算の結果としての60Kの3分の1であって、総資産90Aの3分の1ではない。つまり前以って、負債は清算されたものとして、清算後の持分がA氏からD氏に譲渡されるのである。したがってA氏がD氏に持分を譲渡したのちに、パートナーであった当時の30Lにつき、さかのぼって負債の返済義務履行を請求されることは、A氏にとっては明らかに支払う義務のないスジ違いの要求といわざるを得ない。

だからといってA氏より持分の譲渡を受けたD氏に負債の返済をせまるならば、そのこと自体すでに人的債権・債務関係からの離脱を意味していることになる。かりにD氏に請求するにしても、D氏は、D氏に譲渡されたものは、(90A-30L)の3分の1、すなわち、すでに、負債の清算後の持分であり、自分が未だパートナーではなかった当時の債務であるという理由で、返済義務を拒むであろう⁴⁾。したがって持分が流通するという状況の下で、すでにA氏とかD氏とかの具体的な出資者に結びつけて、つまり人的債権・債務関係の中で負債の返済義務の履行をせまることは、論理的に不可能であるということになるであろう。すなわち持分の流通ということ自体、すでに無限責任からの解放を、更に、積極的に言えば有限責任化を意味し

4) Charles P. Drake : *Law of Partnership*, London, 1972, p. 62.

5) 「有限責任にしる、物化にしる、いずれも株式制度の生成過程において、持分の譲渡もしくは譲受が一般化するにつれて不可避免的に導き出されてきた一つの経済的結果に他ならない」(馬場克三、前掲書、49頁)

ていることになる⁶⁾。持分の流通は、有限責任化と同義・表裏の関係にあることになる。

このように、持分の譲渡それ自体がすでに無限責任からの解放を、更に、有限責任化を意味しているということは、パートナーシップ形態の下では、パートナーの脱退は、パートナーシップの解散を意味するということのうちにすでに含意されている。というのは、A氏がパートナーシップから脱退するというのは、A氏がパートナーシップの一切の利害と無関係になるということであり、無限責任から解放されるということであろうし、A氏は先の例でいうならば、(90A—30L)を計算したのちの60Kのうち、A氏に帰属する20Kの払い戻しをうけて、脱退がみとめられるということである。この計算自体が意味することは、先と同様に負債を清算したのちに残る持分の計算であり、その持分を受けとって脱退ということは無限責任からの解放を意味するし、かくて又、脱退とは、一切の責任からの解放であることは言をまたない。したがって、反対にこの人的無限責任からの解放を、いかなる場合も、認めずにおこうとすれば、そして、残余のパートナーがA氏の脱退によって不利益をうけないようにするには、何よりも、いかなる理由にしる、脱退を認めないことであろう。しかし死亡等の事情によりかかる事態はありえないのであって、脱退をみとめ、したがって無限責任からの解放をみとめ、そして残余のパートナーが不利益を受けないためには、パートナーシップを解散して、単に計算上で負債を返済するのではなく、事実上

負債を清算するということによって、無限責任からの解放をみとめることが、最良の方法ということになる⁶⁾。

このことは、持分の流通ということが単にあるパートナーの、自己に帰属する持分を、他人に譲渡するといったことだけではなく、持分の流通ということにすでに、パートナーシップに関する利害を一切失うということ、したがって、無限責任からの解放があったということである。まさに、持分の流通は、有限責任化と表裏の関係にあるのである。しかし、有限責任化がまずあって、それから持分の流通が必然化するのではなく、持分の流通がまずあって、その結果として有限責任化がもたらされるのである⁷⁾。

6) 「技術的には、引退しようと、死亡しようと、いずれの場合もパートナーシップは解散される」「法律的には、[パートナーの]死亡のとき、あるいは脱退のとき、新しいパートナーシップが始まる。」(J. O. Magee; *Partnership Accounts*, 1977, p. 74)。

なお1890年以前、イギリスでは、パートナーシップ契約において、期間の限定がない場合、パートナーの持分譲渡は、解散として効力があった。又、一定期間のとり決めがある場合にも、持分の譲渡は、譲渡人から、すべてのパートナーシップの利害を奪いとるものであり、したがって、残余のパートナーは、パートナーシップと利害の関係のなくなったパートナーとは、パートナーシップを結べないということと解散の理由になりえたという。(Lindely, *On the Law of Partnership*, London, 1971, p. 591)。

なお、イギリス組合法では、引退するという自体では、彼がパートナーであった当時の債務を免れることはできないが、「引退組合員は、彼と新しく形成された組合のメンバーと債権者の同意において、現存の債務から免れることができる」(Drake, *ibid*, p. 63), 又ドイツでは、現残余組合員が、脱退組合員を、現存の組合債務から免脱さすべき義務があるという。(鷹巢信孝「企業形態としての株式会社の形成過程—株式会社の法的構造(1)」『佐賀大学経済論集』11-3 21頁)。

7) 持分の流通が有限責任化をもたらすということについては、別の理解もある。

「株主が入れかわることからくる債務者の追究の困難性」が、仕方なく、有限責任化をもたらすという理解である(川合一郎『証券経済講座』, 1969, p. 25)。

なお英国において、1844年の登記法において、株主が株券を売却して株主たることをやめても、3年間は無限責任を負う義務があったが、このことは、持分の流通の下で、有限責任化せざるを得ないことを認めたものと理解出来る。

かくて債権債務関係は、持分の流通という条件の下では、パートナーシップのように、間接的無限形態をとることすら今や不可能であって、パートナーとは、財産的に区別されたパートナーシップ、あるいは会社そのものと債権者は債権債務関係を結ばないかぎり、債務の履行を請求することすらできなくなる。それは持分流通の結果、パートナーの構成が変化し、そのため責任の所在が技術的に追跡不可能となるということではなくて、たとえその追跡が可能であっても、持分流通の結果、実質的に有限責任化され、かくて請求が不可能となるということである。それゆえに債権債務関係の維持のためには、個々の出資者から実質的に区別された、すなわち、パートナーから区別された財産をもつ組合、すなわち会社が、取引主体として人格化し、債権債務の実質的な当事者とならざるを得ない。

かくて持分の流通ということの結果は、有限責任化をもたらすだけでなく、会社が社員の財産と区別された財産をもって、取引の主体として、債権債務の当事者たる能力をもたざるを得ないということ、すなわち結果的に、法人化

しかしそれに続く文章「現在は支配株主として無限責任を負うべき地位にある株主であっても、かれが絶対過半数の持株をもっていない場合には、その意に反して買占人に乗っ取られる可能性はあるし、また自発的に持株を売って、支配株主の地位はもちろん、株主としての地位からも離れることさえありうるのである。だとすれば債権者としては、かかる現状のうえにたって、いっそのこと全株主に有限責任を認めて……」という文章から察するに、「持株を売って、……株主としての地位から離れる」と、無限責任から解放されるということを前提にしておられるようにみえる。つまり、持株を売って無限責任から解放されるから、「いっそのこと有限責任を認めて」と続くのである。したがって、持分の流通それ自体、無限責任からの解放であるという理解がすでに前提となっている文章であると思われる。持株を売って無限責任から解放されなければ、株主としての地位から離れることも出来ないはずである。

をもたらすということを意味している。

もとより法人という観念は、必ずしも株式会社特有なものではない。パートナーシップにおいては、「パートナーは他の仲間のパートナーの犠牲の下で、利益を得てはならない」という原則は、必然的に、間接的無限責任形態をとらしめることは、先に見た通りであるが、この間接的無限責任は、まさにパートナーシップに「法人化」の観念を与えるからである。しかしここでは、パートナー相互の関係がパートナーシップに「法人」の観念を与えるのであって、対債権者との関わりにおいて、あるいはより一般的な関係でいえば、取引主体として、出資者と区別された財産をもつ法人としてではなく、あくまで、なお最終的な責任はなお人に帰属することになる。しかし株式会社においては、持分流通の結果、出資者の有限責任化ということから、どうしても「法人化」しなければならないのであって、もし「法人化」が不可能ならば、信用の秩序は崩壊してしまうことになる。取引主体として、私的所有者として、債権者やあるいは取引相手の私的所有者に相対するとともに、株主に対しても、それとは区別されたものとして、したがって又私的所有者として、相対するところに株式会社の法人化の特徴があるのである⁸⁾。

かくて持分が流通するということから、出資

8) 法人について次のような理解がある。参考に掲げる。

「近代的法人は、純技術的見地からみれば、人間個人ではなくてしかも権利義務（法律関係）の帰属大なるものであり、しかもそれは人間個人についてと同様な型の、単一の単純な個人的な一法的処理法である。また近代法的法人は、その法律関係の内容から見れば、ある財団 Vermögen（財産法的法律関係の一群）を他の財団から分別することを内容とするものであり、したがってそのかぎりて法人の財産関係は独立させられる」（川島武宣、「企業の法人格」『商法の基本問題』）

者はいまや有限責任化するとともに、会社自体は、出資額を基礎として、出資者の財産とは区別された財産をもち、債権債務関係の当事者となるし、他方出資者は資本市場において、株式に投資し、株式を売却して、資本の投下と回収を図る貨幣資本家となる。かくして、会社は、株主が資本市場において、株式に対する投下回収が円滑的に行われるように配当を維持しなければならないことになるし、株式を円滑に流通せしめる条件さえ整えておけば、資本集中は妨げられない。このように持分の流通、すなわち資本の動化にこそ、株式会社の特質、すなわち有限責任化や、法人化をもたらす基本的契機があるのである。この持分流通を契機としてはじめて、有限責任なり、法人化の必然性を理解することができるのであり、決して逆ではない。そして更に重要なことは、この持分の流通ということの本質についてであるが、その全面的に展開した形態である、譲渡自由なる等額株式の意義を馬場教授は次のように述べておられる。すなわち「株式会社の成立指標なるものを強いて挙げるとするならば、それは有限責任制でもなく、まさに『譲渡自由な等額株券』の成立をあげねばならないのである。しかしその反面、譲渡自由な等額株券の成立という事実の本質は有限責任制でも物化でもないばかりか、究極的には、株券の譲渡自由という単なる過程でもないのである。それはいうならば、所有の個人的な制限をのりこえて、社会的規模における資本

の集中と蓄積がなしとげられるということであるにほかならない。それは資本に転化される貨幣が個人によって私有されるという個人的な偶然性と、その所有が個別的に分散しているという私有の狭隘さを打破して、いわば社会的資本の形成がなしとげられるということの意味するものでなくてはならない」⁹⁾。

かくてパートナーシップ会計における所有者相互の関係の秩序、すなわち債権者・パートナーシップ及びパートナーが相互に二重に債権債務関係を結び、そのことによって間接的無限責任を表現し、貫徹してゆくというパートナーシップ特有の秩序は、持分流通による有限責任化を契機として崩壊せざるをえず、これにかかわって、新しい秩序が会計構造の中にビルト・インされることが要求されてくる。それは、叙上のごときパートナーシップの理解に沿っていうならば次のように言うことができよう。すなわちパートナーシップ形態については、無限責任の貫徹として組合とパートナーとは債権債務関係におかれていたが、このとき「パートナーは、企業のすべての資本ストックに対して債権者として取扱われ、欠損に対しては債務者として取扱われる」¹⁰⁾ ののであるが、持分流通による有限責任化に伴って、債権・債務関係が崩壊し資本は企業のパートナーに対する債務でなく、同様に損失も又出資者に対する債権として、出資者に転嫁・還元することは出来なくなったのであり、したがって、いまや損失は資本によって補填することはできず、又利益は、当然には出資者には帰属せず、したがって少くとも会社は損失を出してはならず、又損失の発生に際して自らで補填しなければならない。換言するならば、元本

田中先生還暦記念、東京、1952年、196～7頁）。

「資本的企業の財産関係を独立のものとして分別すべきかどうかは、さらに、一般取引界が企業財産の分別独立を是認するかどうか、という事情にかかっている。言いかえれば、一般取引界が企業財産を分別してそれに対する信用（いわゆる物的信用）のみにもとづいて取引関係を結ぶかどうか、という取引社会の事情にかかっている」（同、198頁）。

9) 馬場克三、「前掲書」、49頁。

10) Lindley, *On the Law of Partnership*, p. 417.

の維持、投下資本の維持の原則を自ら打ち立てざるをえなくなったのであり、これが資本金勘定の固定化であり¹¹⁾、又エンティティの確立なのである¹²⁾。しかもこのことによって会社は集中した資本を減少させることもなく、出資者は投下資本を企業に拘束されずに資本市場において回収でき、しかも債権者は会社を取引相手として債権の保全を図るというように、株式会社をとりまく所有者の利害が、夫々に守られており、かくて又、会社の元本の維持というこの当然のことが、株式会社をとりまく所有者相互の秩序の反映ともなっているのである。

そしてそれと同時に、無限責任の貫徹として、パートナーシップにおいては、企業名にパートナーの名前を附して、帰するところの責任の所在を公けにすることによって、パートナーシップは取引主体たりえたが、今や株式会社においては、かかることは¹³⁾ありえないのであり、かくて又、出資者とは区別された一定の財産を保有していることを、自ら、公けに知らしめることによってしか、会社は私的所有者とし

て、取引主体たりうることを証明せざるをえなくなるのである。

三

さて株式会社が、会計に与えた影響について、リトルトンは次のようにのべている。1つは、株式会社においては、組合事業や合名会社と違って、経営細部に各人がみずから接触する機会はずっと少なくなった。したがって、経営の細部の事情を知るために数字や報告書に依存せざるを得なくなったということ。もう1つは、株式会社は継続企業であり、株式による投下資本の1回かぎりの分配で、全損益も分配される投機ではなく、定期的な果実が得られる長期投資であるという事実こそ、株式会社が簿記に決定的な影響をおよぼしたものであり、かくて株式会社は、資本であるものと、利得とを席にはっきり区別しなければならないとのべている¹⁴⁾。

ここで関心のある後者についてみれば、まさに株式会社が会計に与えた影響の1つは、継続企業における成果の計算、資本と利益の区別であるといえよう。

もとより資本と利益の区別それ自体は、株式会社に限ったことではない。パートナーシップであろうと、あるいは個人事業であろうと、損益計算のあるところ、必ず資本と利益の区別はあるであろうし、かつ又資本と利益の区別なしに損益計算もありえない。したがって株式会社において、とくに資本と利益の区別が強調されるには、それなりの理由があるに違いない。それは前節でみたように、持分流通による有限責任化を契機として、自らの責任において、元本を維持しなければならないからである。そして

11) 山口稻生「損益計算と持分計算」、『西南学院大学商学論集』第22巻2号。

同「資本金勘定計算とその論理」、『西南学院大学商学論集』第24巻3号。

12) 会計学上のエンティティとは、帰するところ、それ自体自足完了した財産集団として、自らの責任で企業活動を行う単位のことである。馬場克三『会計理論の基本問題』(1975年、17～23頁)。ペイトン・リトルトン『会社会計基準序説』(中島訳、1971年、12～15頁)。

13) Lindley, *On the Law of Partnership*, London, 1971, p. 27.

なお、パートナーシップにおいては、訴訟は、企業名に附されたパートナーに対してなされる(ibid, p. 26)。又、実際のパートナーと、企業名に附されたパートナーとが異なる場合の保護として、The Registration of Business Names Act 1916 が制定されたが、このことは、パートナーシップにおいては、パートナーを公けにすることによって、始めて、パートナーシップの取引主体としての条件が整ったことを意味する。

14) A. C. リトルトン、『会計発達史』, 309頁。

第 2 図

第 t 期首		第 t 期末		第 t 期末整理後(配当後)	
資 産	100	資 産	130	資 産	100
資本金	100	資本金	100	資本金	100
		利 益	30		
			130		
			130		
第 $(t+1)$ 期首		第 $(t+1)$ 期末		第 $(t+1)$ 期末整理後	
資 産	100	資 産	80	資 産	80
資本金	100	資本金	100	資本金	80
		損 失	20		
			100		
			100		
第 $(t+2)$ 期首		第 $(t+2)$ 期末		第 $(t+2)$ 期末整理後(配当後)	
資 産	80	資 産	90	資 産	80
資本金	80	資本金	80	資本金	80
		利 益	10		
			90		
			90		

この元本の維持，したがって投下資本の維持回収の基準として，資本金勘定が固定化されるのである。そして固定化された資本金勘定はまさに処分可能利潤の算定の基準として機能するところに，株式会社における，資本と利益の区別の仕方があるのである。この点の理解のため簡単な設例で説明する。

まず資本金勘定を固定化せず，変動する場合を仮定して，問題の所在を明らかにしたい。次のように設例する。継続して事業活動している会社の，ある 3 年間を，さしあたり区切り，第 t 期，第 $(t+1)$ 期，第 $(t+2)$ 期とする。夫々の期において，商品の原価はすべて，50 とする。そして第 t 期が +30 の損益（売上価格 80），第 $(t+1)$ 期が -20 の損益（売上価格 30），第 $(t+2)$ 期が +10 の損益（売上価格 60）とし，通時的には，この 3 年間を限定すれば， $+30-20+10=+20$ で，通算して +20 の損益であるとする。この設例を資本金勘定を変動させるという前提で示せば第 2 図のようになる。すなわち期間の利潤は，第 t 期，第 $(t+1)$ 期，第 $(t+2)$ 期と，それぞれ，30，

-20，+10 であり，通算して $30-20+10=+20$ であるにもかかわらず，配当金は，第 t 期は +30，第 $(t+1)$ 期は 0，第 $(t+2)$ 期は +10 で，配当合計は通算して 40 となる。したがって，配当金 40 は利潤の合計 20 を上まわっていることになる。つまり配当が利潤にのみ限定されるということが守られるべきならば，かかる事態がありえないにもかかわらず，上述の例のごとく利潤を上まわる配当が行われるのである。

しかるにこの配当が利潤を上まわる部分は一体何かというと，まさに出資金であって，このことは第 $(t+2)$ 期末の資本金勘定が，80 となっていて，第 t 期首のそれとくらべて 20 減少していることから明らかである。すなわち期間利益算定の基準としての期首資本（期首純資産）と株式会社の維持すべき資本とは異なるのであって，期間損益計算の基準としての期首資本は維持されたが，出資金は維持されていないのである。しかもこの事態の原因は，資本金勘定を下方に変動させたことにあることも明らかであろう。すなわち第 $(t+1)$ 期に発生した損失分について，資本金勘定を下方に変動させて

減資したことによって、処分可能利潤算定の基準が下方に変更されたからである。

かくしてこの例では、+30, -20, +10 と損益の推移を仮定したが、この順序をいかに組み合わせようとも、上例のように損失の発生した時期に減資をして、資本金勘定を変動させて、処分可能利潤算定の基準を下方に変更すれば、通時的には配当は利益を越えて、出資金からなされるということは容易に推察できる。そしてこのことは実質的に利益の配当に仮装した出資金の払い戻しであり、元本を維持しなければならぬという原則を自ら破ることになる。

かくて資本金勘定を出資金の額に固定したまま下方に変動しないということ、すなわち減資しないということが、配当に仮装して、出資金を払い戻さないということであり、配当を利潤に限定するということの会計的表現でなければならない。

したがって資本金勘定を固定化するということは、利潤のみが配当にまわされ、出資金に相当するものが、企業に留保され維持されるということであり、この結果会社は出資者と区別された財産をもつばかりでなく、そのことによってはじめて、一個の取引主体として自らを確立するのである。資本金勘定を固定化して元本を維持するということは、配当は利潤に限定されるということ、あるいは別言するならば、資本より配当してはならないということであり、かくて又、会計計算上固定化されて資本金勘定が、処分可能利潤の算定基準となるということである。

四

さて前節において、資本金勘定の固定化によってはじめて出資金=元本に相応する純資産が

第 3 図

第 1 期首

現金	50	資本金	100
資産A	50		
	100		100

第 1 期 P/L

利益	20	評価益	20
----	----	-----	----

第 1 期末 B/S

現金	50	資本金	100
資産A	70	利益	20
	120		120

第 4 図

第 2 期首 B/S

現金	30	資本金	100
資産A	70		
	100		100

第 2 期 P/L

原価	70	売上	50
		損失	20
	70		70

第 2 期末 B/S

現金	80	資本金	100
損失	20		
	100		100

確保され、かくて資本が維持されることを設例でもって示してきたが、この節では更に拡張して、資本金勘定固定化の下では、財産の評価、あるいは、原価配分の仕方のいかにかわらず、なお処分可能利潤は、会計利潤に限定されることを示しておくとともに、その事を通じて、資本金勘定の固定化の意味を更に考察しておきたい。

それで第3図のような貸借対照表を仮定する。但し、この資産Aは仕入原価50で、かつ売上価格を50と仮定する。

今第1期にこの資産Aを、時価に照応させて、あるいは恣意的に評価して、70と修正し、評価益を捻出計上したとする。このとき、第3図の第1期末B/Sが示す通り、処分可能利潤20が計上される。したがって、この20に相当する部分が、現金で配当されることになるから、第2期首の貸借対照表は第4図のごとくなる。しかるに第2期において、この資産Aが仮定通り、50で売却されたとすると、第2期末は、図示したようなB/Sを示すことになる。つまり、仕入原価50のものを50で売却するのであるから、損益はゼロとなるから、損益計算書で計算される期間損益は、第1期が+20であれば、第2期は-20となり、その総和は±0となる。しかるに処分可能利潤は、第1期+20、第2期0となり、合計20となって、期間損益の合計を越えるかに見える。しかしこの第2期の損失20は、資本金勘定が固定化されているため、第3期以降の利潤によって補填されなければならない。したがって仮に、第3期に資産Bを売買して、20の利益を得たとすると、この利益は配当してはならず、欠損の補填に充当しなければならない。したがって、第1期、第2期、第3期を通じて、P/L上の期間損益の合計は、 $+20-20+20=20$ 、処分可能利潤の合計は、 $+20+0+0=20$ となって、期間損益の合計と処分可能利潤の合計とは、通時的に一致する。しかもこの数値は、資産Aの売買損益(売上価格-原価)=0と、資産Bの売買損益(売上価格-原価)=20の和、すなわち、帰するところ(売価-原価)に一致することになる。

次に、この同じ資産Aについて、まず30と低評価して、その後50で売却したと仮定しても、同じ結論を得る。すなわち第1期末は、第

第 5 図
第1期末B/S

現金	50	資本金	100
資産A	30		
損失	20		
	100		100

5図のごとくなる。しかるに資本金勘定の固定化の前提の下では、減資することによって、この欠損を補填することはできないから、この欠損は次期に繰越されることになる。第2期において、この資産は50円で売却されるが、これによって得た利益20は、第1期からの繰越欠損を補填すべく、充当されるために使用され、したがって処分可能利潤とはならない。

したがって、この場合P/Lによる期間損益の合計は、第1期、第2期を通じて、 $-20+20=0$ となり、貸借対照表で計算される処分可能利潤は、 $0+0=0$ となり、P/Lの期間損益合計と処分可能利潤とは一致するだけでなく、この資産Aの(売価-原価)とも一致することになる。

このように資本金勘定が固定化してくるという前提の下では、いかに資産を評価しようとも、それが客観的であろうと、恣意的であろうと、通時的にみるならば、貸借対照表によって算定される処分可能利潤の合計は、損益計算書によって計算される期間損益の総和と一致し、かつその額は、資産の売上価格と原価との差額に一致することになる。

しかしこれらの関係も資本金勘定が固定化しているという前提の下でのみ成立するのであって、資本金勘定が変動するならば、この一致も成立しない。たとえば、先の第2例について、まず原価80円であった資産を、30円と恣意的に評価し、その差額を損失と計上した上で、資

第 6 図
第 2 期首 B/S

現金	50	資本金	80
資産	30		
	80		80

第 2 期末 B/S

現金	100	資本金	80
／		利益	20
	100		100

本金勘定を変動させて、この損失を補填したとし、その後の第 2 期中の取引は、前例通り、50 円で、この資産を売却したとすると、第 2 期末の貸借対照表は、第 6 図のようになる。つまりこの資産が仮定通り、50 円で売却されると、第 2 期末には、20 円の利益が計上され、配当されることになる。つまり P/L 上の期間損益の総和は±0 であるのに処分可能利潤は 20 となり、一致しなくなる。

このように株式会社において資本金勘定が固定化される結果、いかに資産が、たとえ恣意的に評価されようとも、商品の（売上－原価）、すなわち、会計利潤は、処分可能利潤の合計と通時的に一致することになる¹⁵⁾。換言するならば、この会計利潤が P/L において期間的に配分される、その配分のパターンが評価方法の相異によって、異なるにすぎず、いかに評価しようとも会計利潤の絶対額そのものを変化させることができない。

以上資産の評価についてみてきたが、次にこの資産を期間的に配分させてみよう。

今原価 50 円の資産 A を、第 1 期、第 2 期と物理的に半分ずつ売却し、夫々売価が 25 円で

15) 会計利潤というのは、私的所有者相互の取引による、純資産の純増加をもって会計利潤といっている。ここでは、商品の売上、仕入ということをもって、代表させたにすぎない。

第 7 図
第 1 期首 B/S

現金	50	資本金	100
資産 A	50		
	100		100

第 1 期 P/L

原価	40	売上	25
／		損失	15
	40		40

第 1 期末 B/S

現金	75	資本金	100
資産 A	10		
損失	15		
	100		100

第 2 期首

現金	75	資本金	100
資産 A	10		
損失	15		
	100		100

第 2 期 P/L

原価	10	売上	25
利益	15		
	25		25

第 2 期末 B/S

現金	100	資本金	100
----	-----	-----	-----

あったとする。しかし、物理的に半分ずつ売却したのではあるが、売上に照応する原価は、25 ずつに割りあてずに、第 1 期に 40 円、第 2 期に 10 円と、全く恣意的に計上するとしよう。すると第 1 期、第 2 期は第 7 図の如くなる。この第 7 図のとおり、損益計算書で示される期間損益は、第 1 期=-15、第 2 期=+15 で、総和は±0、貸借対照表で示される処分可能利潤は、第 1 期、第 2 期ともに 0 となり、その合計も 0 となる。しかもこの両者ともにこの資産 A の（売価－原価）すなわち会計利潤に一致する。

株式会社における資本金勘定の固定化についての一試論

第 8 図

第 1 期首			
現金	50	資本金	100
資産A	50		
	100		100
第 1 期 P/L			
原価	10	売上	25
利益	15		
	25		25
第 1 期末 B/S			
現金	75	資本金	100
資産A	40	利益	15
	115		115
(処分可能利潤=15)			
第 2 期首			
現金	60	資本金	100
資産A	40		
	100		100
第 2 期 P/L			
原価	40	売上	25
		損失	15
	40		40
第 2 期末 B/S			
現金	85	資本金	100
損失	15		
	100		100

次に原価の配分を逆にして、第1期に10、第2期に40を計上したとしよう。

第8図の通り、第2期は損失が発生しており、この損失は第3期に繰越される。第3期において、原価30、売上50の資産の売買があったとすると、この繰越欠損は、この第3期の利益によって補填されなければならない。つまり第3期に売買された資産Bの利益20は、そのうち15が、繰越欠損の補填に充当されるから、第3期末の処分可能利潤は5となる。かくてこ

の場合も、第1期から第3期までのP/L上の期間損益の程度は、 $+15-15+20=20$ であり、他方、処分可能利潤の合計は $15+0+5=20$ となって両者は一致し、かつこれは資産A、資産Bの会計利潤の合計に相等しい。

すなわち財産をいかに評価しようとも、あるいは、いかに原価を配分しようとも、売上ということによって、売上収入という純資産の増加を収益の認識基準とし、仕入ということで、仕入支出という純資産の減少を、費用の認識基準とするかぎり、収益・費用計算の合計は、結局会計利潤に等しくなるということ、そして、更に資本金勘定の固定化という条件の下で、この会計利潤が貸借対照表上の処分可能利潤に一致し、かくて収益費用計算の合計、処分可能利潤及び会計利潤が相等しくなるのである。

ここで注意すべきことは、資本金勘定の固定化という前提がなくとも、資産の評価のいかんにかかわらず、P/L上の期間損益の合計は会計利潤に一致するということである。それは又論者によってはP/L上の期間損益は、全体利潤に等しいとも表現されるものであって、純資産のストック比較による損益は、純資産のフロー比較による損益に相等しいという複式簿記の原理に由来するものである¹⁶⁾。すなわち複式簿記においては、純資産額のストック比較及びフロー比較の二つの面から損益は計算されるが、このことは、損益とは、所有高の増減、すなわち純資産の増減であることを示している。というより、すでに複式簿記は、損益とは純資産の増減であるということを前提にした、損益計算機構なのであって、我々は、この損益を、会計利潤と、ここで称したのであるが、この会計利潤

16) 拙稿『「貸借」複記性分析の一視点』『経済学研究』47巻1号

を、ストック比較とフロー比較の二面から同時に計算するものが、複式簿記であるかぎり、もともと P/L 上の収益費用計算が、会計利潤に一致して当然なのである。

むしろ株式会社においては、かかる会計利潤が、それ自体として現れてくるのではなく、処分可能利潤として現れてくるところが重要なのである。

すなわちいま以上のような分析をふまえて表現すれば次のようになる。第1期の仕入原価 $= b_1$, 売上 $= a_1$, 第 t 期の原価 $= b_t$, 売上 $= a_t$ とすると、資本金勘定の固定化の下での、第 t 期の貸借対照表及び損益計算書を示せば次のようになる。但し $A =$ 第1期期首資産 (資本)。

B/S	
A	b_1
a_1	b_2
a_2	⋮
⋮	b_t
a_t	A
P/L	
b_t	a_t

ここで損益計算書における期間損益合計 $= \sum (a_t - b_t)$ は、会計利潤 $\sum a_t - \sum b_t$ に等しく、かつ貸借対照表上の処分可能利潤 $= A + \sum a_t - \sum b_t - A = \sum a_t - \sum b_t$ に相等しい関係が明示されている。

このことから次のことが理解できよう。まず貸借対照表は、各期あるいは各取引による会計利潤の累積をあらわしており、そのことによって、貸借対照表上において利潤の増減の継続的記録がなされているということである。この例では、配当をせずに、留保することを前提にしているが、配当を前提にしても同じである。貸借対照表は、会計利潤を処分可能利潤として、

利潤の継続記録を行なうことによって、処分可能利潤の現存在庫量を表わしていることになる。そのことによって、処分可能利潤を絶対的に会計利潤に限定せしめているのである。換言するならば、資本金勘定の固定化というのは、帰するところ、処分可能利潤を会計利潤に限定するための、1つの工夫に他ならないということである。

もとより、すでにみたように、資本金勘定が固定化されるについては、株式会社の所有者相互の利害の葛藤がある。しかし会計がこのことを会計の問題としてうけとめ、そして解決を見出したのはまさに処分可能利潤を会計利潤に限定するということ、端的にいうと、利潤のみを処分可能とするという当然のこの工夫でしかなかったのである。かくて処分可能利潤は、資本金勘定の固定化を通じて、はじめて会計利潤に一致せしめられることになる。

換言するならば、処分可能利潤こそが、まさに株式会社における、会計利潤の現象形態なのである。

かくして、このことから次のようにいうことができる。すなわち先の図から、損益計算書上の期間損益は、処分可能利潤の、期間的増減のフロー比較を示したものであり、したがって損益計算書における期間損益計算とは、まさに処分可能利潤の期間的配分手続であるということである。株式会社において損益計算書が重視される背景は、単に期間損益計算が、損益計算書においてのみ可能であるという以前に、P/L上の期間損益が、処分可能利潤の期間的配分であるところにこそ、真の理由があると思われる。

しかるに収益・費用計算において、収益がたとえば売上収入といったある種の客観的な事象において認識されるならば、この収益・費用計

算による処分可能利潤の期間的配分の過程は、結局もう一つの計算要素であるところの、原価の期間的配分を通じてしか、期間的に配分されざるをえないことになるし、かつ又反対に原価の期間的配分を通じてしか、処分可能利潤の期間的配分はありえないことになる。

したがって同様に、株式会社においては損益計算における財産の評価といったものはそもそも問題にはならない。上の設例でみたように、資本金勘定の固定化の下では、いかに財産を評価しようとも、結局は処分可能利潤の配分のパターンの変更にすぎず、利潤の絶対額を変更するものではないという理由ばかりでなく、売上収入といった客観的な事柄で、収益を認識するかぎり、いかなる財産の評価も、もう1つの計算要素であるところの、原価の期間配分以外のなものでもないのであって、評価も原価配分の一形態にすぎないのである。あるいは原価の配分それ自体が評価なのである¹⁷⁾。

17) Howard G. Greer, "To What Extent can the Practice of Accounting be Reduced to Rules and Standards", *The Journal of Accountancy*, March, 1938, p. 218.

しかるにその場合、購入原価100円の資産は、100円以上を費用とすることもできないし、かつ又100円以上を資産価額とすることもできない。そのかぎり、財産評価とは異なるかに見える。しかし株式会社会計は、100円以上の費用の計上を、引当金勘定を創設することによって可能とし、かつ又100円以上の資産価額の計上を、費用の資産化、換言するならば繰延資産勘定を創設することによって可能にしたのである。まさに、引当金勘定、繰延資産勘定は、株式会社会計における財産評価に匹敵するものとして機能するものである。しかしその場合ですら、資本金勘定の固定化の下では、財産評価がそうであったように会計利潤の絶対額を変更することは出来ず、単に期間配分を変えるにすぎないことに注意しなければならない。

かくて株式会社においては、会計利潤は、処分可能利潤として現れるとともに、収益・費用による期間損益計算は、いまや処分可能利潤の期間配分計算として現れてくることになる。そしてその契機こそ、資本金勘定の固定化であると結論することができよう。